

# ふるさとまちづくり寄附金を募集しています!

「ふるさとまちづくり寄附金制度（ふるさと納税）」が始まり、約4年半が経過しました。平成23年度は下諏訪町に5件、611万円の「ふるさとまちづくり寄附金」をお寄せいただき、下記の事業で活用させていただくことになりました。

## 平成24年度 ふるさとまちづくり寄附金 活用内訳

款名称	事業名	金額	担当課
衛生費	健康づくり推進事業	1万円	健康福祉課
商工費	商工業振興事業	100万円	産業振興課
商工費	ものづくり支援センター運営事業	100万円	産業振興課
商工費	一般観光事業	200万円	産業振興課
商工費	観光振興推進事業	200万円	産業振興課
教育費	小学校教材用備品購入事業	10万円	教育こども課



生まれ育った下諏訪町に恩返しをしたい、ふるさと下諏訪町を応援したい方、町内外の住所地を問わず、まちづくりに参加・貢献をしたい、という想いのある方や、夏休み・お盆で帰省されるご家族、ご親族、お知り合いのみなさまにお声がけをいただき、下諏訪町へのふるさと寄附にご協力をお願いいたします。

お寄せいただいた寄附金は、下諏訪町の貴重な財源として大切に活用させていただきます。

申込み方法等の詳しい内容については、町のホームページやオリジナルポスターなどでお知らせしています。

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 税務課 収納係  
電話27-1111 (内線126・127)



## 「ふるさとまちづくり寄附金」とは

ふるさとに貢献・応援をしたいという全国のみなさまからのご厚意を、出身地に限らず、寄附という形でふるさとへ届けようという制度です。寄附金税制の見直しにより、寄附金のうち2千円を超える部分の金額について申告することによって、翌年度の個人住民税などから控除されます。

(※控除される額は、寄附金額や所得額などにより異なります。)

「下諏訪町のこれからのまちづくりに、僅かな額でも役立ててもらいたい…」とお考えのみなさん! 貴重なご寄附をお待ちしています。

## 福祉医療費給付金

福祉医療費給付金制度とは医療費（保険診療）のうち自己負担した費用の一部を下諏訪町が負担し給付する制度です。この制度の資格要件に該当する人には、申請により福祉医療受給資格者が交付されます。資格要件は次のとおりです。

### ○ 乳幼児等

出生から十五歳までの児童（有効期限は中学三年生修了時の三月三十一日までです。証の更新はありません。）

※対象となる子どもがいる世帯には、出生や転入などの際に案内しています。

### ○ 母子・父子家庭等

母子・父子家庭で十八歳未満の児童を扶養している親とその児童。及び父母のいない十八歳未満の児童。（お子様の十八歳の誕生日末までが受給資格となりますが高校在学中に限り在学証明等の提出により年度末まで資格が得られます。）

※婚姻・事実上の婚姻状態・子を監護しなくなったなど、要件に該当しなくなった場合は届出と共に受給者証を返却していただきます。

### ○ 障害者（児）

① 特別児童扶養手当一級・二級の受給者該当者

② 療育手帳 A・A二・B一の該当者

③ 身体障害者手帳一級・二級の該当者

④ 六十五歳未満で障害年金一級九号・十号・十一号の受給該当者

⑤ 六十五歳以上で国民年金法施行令別表の該当者

⑥ 精神障害者保健福祉手帳一級・二級の該当者（通院のみ対象）

※有期認定の方は受給者証有効期限内に資格の変更・喪失の可能性もあります。

### ○ 寡婦

配偶者がなく、子供のいない五十歳以上六十五歳未

満の女子で、独りで生活を維持し非課税である方。

### 受給者証の使い方は

・長野県内の医療機関へかかった場合  
医療機関の窓口で受給者証を提示すれば医療機関がご本人に代わって下諏訪町へ支給申請します。  
・長野県外の医療機関へかかった場合  
医療機関発行の領収書と印鑑をご持参のうえ、役場1階国保年金係にて福祉医療費支給申請をしてください。

### 給付金について

次の①から③を差し引いた額が福祉医療費として給付されます。

① 病院・薬局などで支払った医療費のうち保険適用分の額 ※精神福祉手帳1級・2級の方は、外来のみ

② 加入している健康保険証の制度から給付される高額医療費・附加給付などの額

③ 健康保険によって異なりますので、加入している保険証の担当へお問い合わせください。

※自己負担金として、一つの医療機関で、一ヶ月ごと五百円。

● 健康診断・予防注射・入院時の室料など保険適用外の費用は対象にはなりません。

● 医療費を分納している場合、基本的には完納確認後の給付になります。

### 給付金の支給日は

・窓口で受給者証を提示した場合は、診療月（支払月）から二か月後の末日にご指定口座へお振込みいたします。

● 福祉医療費を請求できる期間は支払った月から一年間です。

● 月々の給付額明細書の発行は行いませんので領収書・通帳などで管理確認をお願いします。

### 受給者証の更新について

乳幼児以外の資格が継続される方には、毎年七月下旬までに受給者証を自動更新し郵送いたします。

### 変更届について

次の場合には届出をお願いします。  
(届出がない場合は給付が遅れる場合があります。)

◎ 健康保険証が変わった場合  
持ち物Ⅱ新しい健康保険証と認め印

◎ 受取口座を変更したい場合  
持ち物Ⅱ通帳と認め印

◎ 証を紛失・汚損した場合  
持ち物Ⅱ健康保険証と認め印

◎ 転居した場合や他市町村へ転出される場合は、別途お手続きが必要です。

### 医療費の貸付について

福祉医療対象者の方で医療費の支払が困難な方に対し、生活の安定と自立を支援するため、医療費支払いの資金を貸付要綱に基づきお貸しします。詳しくはお問い合わせください。

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 住民環境課 国保年金係  
電話27-1111 (内線138)

## 「はかり」の定期検査のお知らせ

取引や証明等に使用しているはかりは、2年ごとに長野県知事の検査を受けなければなりません。「はかり」を持参のうえ必ず検査を受けてください。

### 1. 検査対象となるはかりの種類

- (1) 「取引」とは…商品の売買・農家の出荷運送等の業務上の計量並びに薬局での調剤等の計量
- (2) 「証明」とは…学校等の体重測定により通知される計量、医療機関での健康診断又は診断書発行のための計量

### 2. 持ち物 はかり（おもり、分銅等も）、検査手数料

● 日時 平成24年9月4日（火）  
午前10時～午後3時30分（正午～13時は休み）

● 場所 下諏訪総合文化センター西側ホワイエ入口

■お問い合わせ先 下諏訪町役場 産業振興課 商工観光係  
電話27-1111 (内線271)  
長野県計量検定所 検定・検査課  
電話0263-47-4006